#### 協会の名称及びシンボルマーク使用に係る基準

### 1. (基本姿勢)

公益社団法人日本訪問販売協会(以下「協会」という)の名称及びシンボルマークを使用する会員は、協会の定める倫理綱領等を遵守し、健全な訪問販売取引秩序の確立と消費者保護施 策の一層の推進を行うことを基本姿勢とし、広告等にできる限り使用するようつとめるものと する。

## 2. (目的)

この基準は協会の名称及びシンボルマークを自社の事業と関連付けて使用する場合における ガイドラインを示し、もって協会の名称及びシンボルマークを広く一般消費者に周知すること により、悪質なアウトサイダーを排除する。

#### 3. (会員の範囲)

協会の名称又は協会の名称及びシンボルマークは、協会の会員が使用できるものとする。 なお、直接協会に加入していないものは協会の名称又は協会の名称及びシンボルマークを使用 することはできない。

#### 4. (用語の表示)

協会の名称又は協会の名称及びシンボルマークを使用する場合は、別紙の表示方法のとおり、協会の名称又は協会の名称及びシンボルマークと当該企業名を列記するものとする。また、上記の表示に加えて、協会の消費者相談室の電話番号又は訪問販売消費者救済基金に加入している旨について表示する場合も別紙の表示方法による。

## 5. (使用の禁止)

協会の名称又は協会の名称及びシンボルマークの使用に際し、協会員であることの表示以外、 広告の内容又は商品、マーケティングプラン等が協会の認定をあたかも受けたかのような表現 等を用い、消費者に対し誤認誤解を与えるおそれのある場合は使用することができない。

## 6. (使用の届出)

協会の名称又は協会の名称及びシンボルマークを使用する場合は、当該名称又は名称及びシンボルマーク使用の写しを添えて事前に協会へ届け出るものとする。

## 7. (使用の停止等)

協会は、会員がその使用につき倫理綱領等に違反し、協会の名称等を著しく汚したときは、その使用を停止することができる。なお、名称等の使用を停止された者が、その使用を止めなかった場合は倫理審査委員会での審議対象とし、委員会の判断を仰ぐ。倫理審査委員会は、改善が必要とみとめれば「改善勧告」を発令する。

### 8. (実施の期日)

この基準は昭和63年3月30日より実施するものとする。

附則(平成12年6月5日)

この変更規定は、理事会の承認があった日から施行する。

附則(平成19年10月4日)

この変更規定は、理事会の承認があった日から施行する。

# 附則(平成21年7月1日)

この変更規定は、当協会の定款変更の認可日(平成21年7月1日)から施行する。なお、 用語の表示方法(7)については改正特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正す る法律(平成二十年法律第七十四号)の施行の日から施行する。

# 附則(平成24年4月1日)

この変更規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則(平成25年5月22日)

この変更規定は、理事会の承認があった日から施行する。

## 用語の表示方法

# 正会員の場合

- (1) 公益社団法人日本訪問販売協会正会員(又は会員) 株式会社〇〇〇
- (2) (公社)日本訪問販売協会正会員(又は会員) 株式会社〇〇〇
- (3) (公社) 日本訪問販売協会正会員(又は会員) 株式会社〇〇〇

「会えてよかった」を届けたい JDSA 公益社団法人 日本訪問販売協会 正会員(又は会員) 株式会社〇〇〇



(公社) 日本訪問販売協会 加盟 〇〇〇株式会社



(公社) 日本訪問販売協会 加盟 〇〇〇株式会社

- (5) 株式会社〇〇〇 加盟団体 公益社団法人日本訪問販売協会
- (6) (1)~(5)と以下の説明文を列記

公益社団法人日本訪問販売協会は、訪問販売を営む企業を会員とする団体で、訪問販売に関するご相談にお応えするための消費者相談室を設置しています。当社が行なう相談の対応にご不満がある場合等は下記の電話番号にご連絡下さい。

(公社) 日本訪問販売協会 消費者相談室 0120-513-506

(7) (1)~(5)又は(6)と以下の説明文を列記 当社は公益社団法人日本訪問販売協会が行う訪問販売消費者救済基金に加入しています。

# 賛助会員の場合

- (8) 公益社団法人日本訪問販売協会 賛助会員 株式会社〇〇〇
- (9) (公社)日本訪問販売協会 賛助会員 株式会社〇〇〇